

保護者各位

習志野市こども保育課

幼稚園・こども園ご入園にあたっての給付認定の書類提出について(令和7年4月)

平素より、習志野市の教育・保育行政にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和7年4月から幼稚園・こども園へご入園されるにあたり、幼児教育・保育の無償化の対象となるには、給付認定を受けていただく必要があります。対象者、提出書類等の詳細は次のとおりとなりますのでご確認ください、必要書類のご提出をお願いいたします。

ご提出頂いた後、認定の確認が出来次第給付認定通知書等を発行、配付をする予定です。
ご不明な点等がございましたら、こども保育課までお問い合わせください。

記

(1)対象者

①<1号認定>…幼稚園(こども園短時間児)として利用の方

申請する場合に、必要となる要件はありません。下記に該当しない方はこちらでご申請ください。

※1号認定のみの場合でも、預かり保育を利用することは可能です。ただし、利用の際には費用がかかります。

②<1号認定+新2・3号認定>…幼稚園(こども園短時間児)として利用の方のうち、下記の保育にあたれない要件がある方

申請する場合は、保護者全員に下記の要件があることが必須となります。

※認可保育所等の入所申込を今までしたことがなく、幼稚園等と併願で令和7年4月分の入所申込をされる方は、こちらでご申請ください。

③<1号認定兼新2・3号認定>…上記②のうち、認可保育所等の入所申込をしている(したことがある)方で、支給認定証(2号・3号認定)の認定期間が入園日以降も継続している方

認可保育所等の入所申込をしている(したことがある)方で、習志野市より送付した支給認定証(2号・3号認定)の認定期間が、入園日以降も継続している方(父母の保育の必要性事由に変更がある方は除きます。)はこちらでご申請ください。

なお、認定期間等を確認する必要がありますので、事前に習志野市こども保育課までご連絡ください。

※認定期間が切れている方については、上記②でご申請ください。



【昼間を原則として、保育にあたれない要件】

事由	
① 就労	家庭内外を問わず、月 64 時間以上、仕事をしているため、児童の保育にあたれない。
② 出産の前後	母親が出産の前後であるため、児童の保育にあたれない。 (出産予定月の前々月から出産後 57 日目がある月の月末までが、入所対象となります。)
③ 疾病又は障がい(※1)	疾病、負傷、心身に障がいがあるために児童の保育にあたれない。
④ 親族の介護・看護	親族に長期にわたる病人や、心身に障がいのある人がいて、常時その介護・看護をしているために児童の保育にあたれない。※別居親族の場合は、月 64 時間以上の介護・看護をしていること。
⑤ 被災家庭	火災や風水害、地震などの災害復旧のために、児童の保育にあたれない。
⑥ 求職中	求職活動のため、児童の保育にあたれない。 (認定日から 2 か月以内に就労を開始することが条件となります。)
⑦ 就学(※2)	就学中や、技能習得のための通学をしているため、児童の保育にあたれない。 (月 64 時間以上を満たしていることが条件になります。)
⑧ 育児休業継続	母親が下の児童の育児のため、上の児童の保育にあたれない。 (下のお子様の育児休業取得前から認可保育施設等に入所・入園しており、取得後も継続して通う場合のみ対象。)

※1 障害者手帳については、等級に制限があります。詳細は、必要書類のページにてご確認ください。

※2 学校教育法に規定する学校等に在学または職業能力開発促進法等に規定する職業能力開発施設等において職業訓練等を受けていること。

(2) 提出書類

① 1号認定のみを申請される方

＜必要書類＞

必要な書類		
1	共通書類	教育・保育給付認定・変更申請書（1号認定用）
2	共通書類	提出書類確認票
3	共通書類	マイナンバー確認書類の写し（保護者全員分） ※下記のマイナンバー確認書類参照

マイナンバー確認書類（写しをご提出ください）

＜マイナンバーカードを作っている方は次の1点のみをご用意ください。＞

① マイナンバーカード（両面）

＜マイナンバーカードを作っていない方は次の②もしくは③と本人確認書類（AもしくはB）の両方をご用意ください。＞

個人番号確認書類（以下の書類のいずれか1点）※正しいマイナンバーであることの確認

② 個人番号の通知カード（住所変更等の裏面記載がある場合は両面）

③ 個人番号記載の住民票の写し又は住民票記載事項証明書（保護者全員分）

※個人番号の通知カードの発行は、令和2年5月25日に廃止されました。5月25日以降に住所、氏名等に変更がある場合は、個人番号を証明する書類として使用することができません。

※上記①～③の個人番号確認書類の提出が困難な場合は、提出書類確認票にその旨チェックをお願いします。

+

本人確認書類（AもしくはB） ※マイナンバーの正しい持ち主であることの確認

A.顔写真付きの身分証明書をお持ちの方
（以下の書類から1点）

- ・運転免許証
- ・パスポート
- ・身体障害者手帳
- ・精神障害者保健福祉手帳
- ・療育手帳
- ・在留カード又は特別永住者証明書
- ・その他官公署発行の写真付き身分証明書等で氏名、生年月日および住所の記載があるもの

B.顔写真付きの身分証明書をお持ちでない方
（以下の書類から2点）

- ・公的医療保険の被保険者証
※写しを取った後、保険者(被保険者)等番号及び記号・番号は黒塗りにしてください。
- ・年金手帳
- ・児童扶養手当証書又は特別児童扶養手当証書
- ・介護保険被保険者証
- ・その他の官公署等からの発行書類で氏名、生年月日および住所の記載があるもの

※すべての確認書類について、住所変更等の裏面記載がある場合は両面の写しをご用意ください。

※年金手帳は令和4年4月1日に廃止されました。4月1日以降に発行される基礎年金番号通知書は本人確認書類として使用することができません。

＜状況によって必要となる書類＞

必要な書類		
4	保護者やお子様が外国籍の方	在留カード（表裏写し）、特別永住者証明書、資格外活動許可証（写し）のいずれか一つ
5	ひとり親家庭の場合	・戸籍謄本 または ・離婚受理証明書 （後日、戸籍謄本の提出が必要）
6	生活保護を受給している場合	生活保護受給証明書
7	住民税の未申告等やご家庭等で特別な事情がある方で税額の確認ができない方 ※税申告が必要となり、申告後にご用意ください。	令和6年度市区町村民税（非）課税証明書 ※収入額・すべての控除額が記載されたもの
8	令和5年1月1日～12月31日に国内に住民票がない期間があったことから税額の確認ができない方 ※ご不明な方は、お問い合わせください。	・勤務先で発行する源泉徴収票 または ・勤務先で発行する収入証明書等 ※令和5年1月1日～令和5年12月31日の期間の証明 ※収入額・すべての控除額が記載されたもの ※実際に支給された通貨単位で記載されたもの

②1号認定+新2・3号認定を申請される方

＜必要書類＞

必要な書類		
1	共通書類	教育・保育給付認定・変更申請書（1号認定用）
2	共通書類	施設等利用給付認定・変更申請書（2号・3号認定用）
3	共通書類	提出書類確認票
4	共通書類	マイナンバー確認書類（保護者全員分） ※2ページのマイナンバー確認書類参照
5	児童を家庭で保育できないこと等を証明する各種証明書（保護者全員分）※1ページの要件参照	
①	就労	会社勤め（被雇用者）
		1. 就労証明書（国が定める標準的な様式）
		自営業
		1. 就労証明書（国が定める標準的な様式） 2. 自営業の実績確認ができる資料 …確定申告書(写)、個人事業の開業届出書(写)、商業・法人登記履歴事項全部証明書(写) 等のいずれか一つ
		内職
		1. 就労証明書（国が定める標準的な様式） 2. 契約書等の写し
		育児休業 （令和7年5月10日までに復職）
		1. 就労証明書（国が定める標準的な様式）※1 2. 育児休業後復職誓約書（こども保育課指定の様式）
		採用内定有り
		就労証明書（国が定める標準的な様式）※2 （初月の就労時間が月64時間以上の場合のみ）
②	出産前後 （出産予定月の前々月から出産後57日目の月末まで）	
③	疾病又は障がい	
④	親族の介護・看護	
⑤	被災家庭	
⑥	求職活動中	
⑦	就学	
⑧	育児休業継続	

※1、※2、※5、※6、また転職後等、改めて就労証明書をご提出いただくことがあります。

※3 出産後、出生届出済証明記載のページの写しを提出してください。

※4 身体障害者手帳（1～4級）、精神障害者保健福祉手帳（1～3級）、療育手帳（A・B-1・B-2）、介護保険被保険者証（要介護1～5）

＜状況によって必要となる書類＞

必要な書類		
6	保護者やお子様が外国籍の方	在留カード（表裏写し）、特別永住者証明書、資格外活動許可証（写し）のいずれか一つ
7	ひとり親家庭の場合	・ 戸籍謄本 または ・ 離婚受理証明書（後日戸籍謄本の提出が必要）
8	生活保護を受給している場合	生活保護受給証明書
9	住民税の未申告等やご家庭等で特別な事情がある方で税額の確認ができない方 ※税申告が必要となり、申告後にご用意ください。	令和6年度市区町村民税（非）課税証明書 ※収入額・すべての控除額が記載されたもの

10	令和5年1月1日～12月31日に国内に住民票がない期間があったことから税額の確認ができない方 ※ご不明な方は、お問い合わせください。	・勤務先で発行する源泉徴収票 または ・勤務先で発行する収入証明書等 ※令和5年1月1日～令和5年12月31日の期間の証明 ※収入額・すべての控除額が記載されたもの ※実際に支給された通貨単位で記載されたもの
----	--	---

③1号認定兼新2・3号認定を申請される方

※下記4～9の書類を、これまでにこども保育課に提出したことがあり、その後内容に変更がなければ省略できることがあります。詳細は、お問い合わせください。

（4で省略が可能なのは直近6か月以内に取得した証明書のみです。）

また、省略する場合は、提出済みであることがわかるよう、付箋等に「令和〇年〇月入所申込にて〇〇は提出済み」等と記入し、申請書に添付してください。

<必要書類>

必要な書類			
1	共通書類	教育・保育給付認定変更申請書（1号認定用）兼施設等利用給付認定申請書（2号・3号認定用）	
2	共通書類	提出書類確認票	
3	共通書類	マイナンバー確認書類（保護者全員分） ※2ページのマイナンバー確認書類参照	
4	児童を家庭で保育できないこと等を証明する各種証明書（保護者全員分）※1ページの要件参照		
①	就労	会社勤め（被雇用者）	1. 就労証明書（国が定める標準的な様式）
		自営業	1. 就労証明書（国が定める標準的な様式） 2. 自営業の実績確認ができる資料 …確定申告書(写)、個人事業の開業届出書(写)、商業・法人登記履歴事項全部証明書(写) 等のいずれか一つ
		内職	1. 就労証明書（国が定める標準的な様式） 2. 契約書等の写し
		育児休業 （令和7年5月10日までに復職）	1. 就労証明書（国が定める標準的な様式）※1 2. 育児休業後復職誓約書（こども保育課指定の様式）
		採用内定有り	就労証明書（国が定める標準的な様式）※2 （初月の就労時間が月64時間以上の場合のみ）
②	出産前後 （出産予定月の前々月から出産後 57 日目の月末まで）		出産（予定）児の母子手帳の予定日ページの写し※3
③	疾病又は障がい		医師の診断書（こども保育課指定の様式）または障害者手帳等※4の写し
④	親族の介護・看護		1. 介護、看護を受ける親族の診断書（こども保育課指定の様式）または障害者手帳等（※4）の写し 2. 介護・看護状況調査票（こども保育課指定の様式）
⑤	被災家庭		罹災証明書等
⑥	求職活動中		提出の必要なし※5
⑦	就学		1. 在学（受講）証明書（学生証等）または合格（受講決定）通知書の写し 2. カリキュラムの写し
⑧	育児休業継続		1. 就労証明書（こども保育課指定の様式） ※6 2. 育児休業に伴う継続利用申込書（こども保育課指定の様式） 3. 保育施設等利用証明書（こども保育課指定の様式）

※1、※2、※5、※6、また転職後等、改めて就労証明書をご提出いただくことがあります。

- ※3 出産後、出生届出済証明記載のページの写しを提出してください。
 ※4 身体障害者手帳（1～4級）、精神障害者保健福祉手帳（1～3級）、療育手帳（A・B-1・B-2）、介護保険被保険者証（要介護1～5）

＜状況によって必要となる書類＞

必要な書類		
5	保護者やお子様が外国籍の方	在留カード（表裏写し）、特別永住者証明書、資格外活動許可証（写し）のいずれか一つ
6	ひとり親家庭の場合	・戸籍謄本 または ・離婚受理証明書（後日戸籍謄本の提出が必要）
7	生活保護を受給している場合	・生活保護受給証明書
8	住民税の未申告等やご家庭等で特別な事情がある方で税額の確認ができない方 ※税申告が必要となり、申告後にご用意ください。	・令和6年度市区町村民税（非）課税証明書 ※収入額・すべての控除額が記載されたもの
9	令和5年1月1日～12月31日に国内に住民票がない期間があったことから税額の確認ができない方 ※ご不明な方は、お問い合わせください。	・勤務先で発行する源泉徴収票 または ・勤務先で発行する収入証明書等 ※令和5年1月1日～令和5年12月31日の期間の証明 ※収入額・すべての控除額が記載されたもの ※実際に支給された通貨単位で記載されたもの

※①、②又は③の申請をされる方の注意点

- ・提出書類中、2ページの1～2、3ページの1～3、4ページの1～2については、児童1人につき1部ずつ、その他の書類は兄弟姉妹で1部ご用意ください。（2ページの1、3ページの1～2、4ページの1については、兄弟姉妹で記載内容が重複する部分をコピーで代用可能。）
- ・各種給付認定・変更申請書の様式は、市ホームページからワード形式でダウンロードできます。
- ・マイナンバー確認書類等は、A4サイズ用の紙にコピーをした上で、ご提出ください。
- ・ご提出いただいた書類は返却できません。控えが必要な場合は、提出前にコピーをお取りください。
- ・書類提出後、状況に変更があった場合は、早急に変更後の書類を提出してください。

※②又は③の申請をされる方の注意点

- ・就労証明書、育児休業後復職誓約書、診断書、介護・看護状況調査票、保育施設等利用証明書及び育児休業に伴う継続利用申込書は、定められた様式でご提出ください。
- ・勤務先が複数ある場合は、それぞれの勤務先について就労証明書をご提出ください。
- ・各種証明書の証明内容については、発行元に問い合わせる場合がありますので、ご了承ください。



(3)提出期限・提出先

①1号認定のみを申請される方

- ◆2ページの1～8(4～8は該当者のみ)のすべての書類を次のとおり申請してください。

提出日：入園願書受付日

提出先：願書を提出する幼稚園またはこども園

※提出用記入票に施設名、児童氏名などを記入の上、封筒の表面に貼付し、必ず封を締めてください。

②1号認定+新2・3号認定を申請される方

- ◆3ページの1・3・4・6～10(6～10は該当者のみ)の書類を先に、次のとおり申請してください。

なお、3ページの2と5の書類が用意できた方は、上記と一緒に提出してください。

提出日：入園願書受付日

提出先：願書を提出する幼稚園またはこども園

※提出用記入票に施設名、児童氏名などを記入の上、封筒の表面に貼付し、必ず封を締めてください。

※後から3ページの2と5の書類を出す場合には、封筒の表面に「新2・3号認定申請書提出予定」と記入してください。

- ◆3ページの2と5の書類が入園願書受付日までに用意できなかった方は、次のとおり申請してください。

提出期限：令和6年12月20日(金)

提出先：習志野市こども保育課

※郵送でご申請される場合は、必ず簡易書留等(追跡可能な方法)でお送りください。

③1号認定兼新2・3号認定を申請される方

- ◆4ページの1～3・5～9(5～9は該当者のみ)の書類を先に、次のとおり申請してください。

なお、4ページの4の書類が用意できた方は、上記と一緒に提出してください。

提出日：入園願書受付日

提出先：願書を提出する幼稚園またはこども園

※提出用記入票に施設名、児童氏名などを記入の上、封筒の表面に貼付し、必ず封を締めてください。

※後から4ページの4の書類を出す場合には、封筒の表面に「新2・3号認定申請書提出予定」と記入してください。

- ◆4ページの4の書類が入園願書受付日に申請できなかった方は次のとおり申請してください。

提出期限：令和6年12月20日(金)

提出先：習志野市こども保育課

※郵送でご申請される場合は、必ず簡易書留等(追跡可能な方法)でお送りください。

提出の際の注意点

※書類の準備が間に合わない等で提出が遅れる場合は、書類が揃い次第、市こども保育課へご提出ください。
※期限を過ぎてからご申請があった方につきましては、給付認定通知書等の送付が4月を過ぎてしまう可能性がございますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

※提出書類に不足や不備があった場合は、直接保護者の方にご連絡いたしますので、市こども保育課へ再度ご提出をお願いいたします。

※マイナンバーカード(署名用電子証明書が記載されたもの)をお持ちの方は、ぴったりサービスによる電子申請が可能です。詳しくは、本市ホームページの「ぴったりサービスによるオンライン申請」のページをご覧ください。

お問い合わせ先
〒275-8601 習志野市鷺沼2丁目1番1号
習志野市こども部こども保育課 入所・入園係
電話番号：047-453-5511(直通)